

社団法人日本感染症学会
役員の報酬・退職金に関する規程

平成16年1月29日理事会決定

(総 則)

第1条 この規定は、定款第19条（役員の報酬）に関し必要な事項を定めるものである。

(無報酬)

第2条 この法人の役員（理事及び監事）は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

付 則 この規定は、平成16年3月1日より施行する。